



第 8 回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

個別注記表

ライフネット生命保険株式会社

個別注記表は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

(1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～8年

その他の有形固定資産 5～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしていません。

(2) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。

(3) 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の 5 事業年度の間（2009 年 3 月期から 2013 年 3 月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しております。

保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後 10 年（2018 年 3 月期まで）の間に均等額を償却することとしております。

発生事業年度別残高（償却残年数：4 年）

2009 年 3 月期分	242 百万円
2010 年 3 月期分	297 百万円
2011 年 3 月期分	696 百万円
2012 年 3 月期分	1,203 百万円
2013 年 3 月期分	1,800 百万円

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社の株式は、764 百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、196 百万円であります。

3. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、58 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (注)	42,085,000	90,000	—	42,175,000
合計	42,085,000	90,000	—	42,175,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の株式数の増加90,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式であり、その目的となる株式数は当事業年度末において2,196,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

繰越欠損金	3,170
減価償却超過額	108
保険契約準備金	117
資産除去債務	9
その他	25

繰延税金資産小計 3,431

評価性引当額 △2,334

繰延税金資産合計 1,096

繰延税金負債との相殺 △1,096

繰延税金資産の純額 —

繰延税金負債

保険業法第113条繰延資産	△1,305
その他有価証券評価差額金	△39
その他	△2

繰延税金負債合計 △1,347

繰延税金資産との相殺 1,096

繰延税金負債の純額 △250

2. 当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

3. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2014年4月1

日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の 33.33%から 30.78%になります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は 3 百万円減少しており、法人税等調整額が同額減少しております。

（金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、元本及び予定利息の確保を最優先しております。現時点では、株式、不動産への投資を行わず、国債などの高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保しております。ただし、資本業務提携目的で株式会社アドバンスクリエイトの株式、韓国の教保生命保険株式会社と合弁で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として円建て債券と預金であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、①(a)金利リスク、①(b)価格変動リスク、②信用リスクとなります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画する ALM 委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

① 市場リスクの管理

（a）金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行う ALM (Asset Liability Management：資産負債の総合管理) の考え方にに基づき資産運用を行います。しかし、当社は開業後 6 年しか経過していないことに加え、掛け捨て及び保障性の商品が中心であるため、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として発生する金利リスクが及ぼす当社への影響は非常に限定的であります。このため、当社は資産と負債のミスマッチ・リスクを受容し、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響が限定的であることをモニタリングしております。

今後は、保険料積立金の増加に応じて ALM を考慮した資産運用を行う方針であります。

（b）価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュエーション・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リ

ミットを超えていないことを検証することで、価格変動リスクの管理を行っております。これらの情報は、リスク管理部が一元的に管理し、定期的に取り締役会等へ報告しております。

② 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2014年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	418	418	—
(2) 金銭の信託	1,000	1,000	—
(3) 有価証券	13,390	13,383	△6
満期保有目的の債券	7,591	7,585	△6
その他有価証券	5,798	5,798	—
(4) その他資産 未収金	590	590	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみ保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2014年3月末日の取引所又は取引先金融機関から入手した価格等によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項は以下のとおりです。

a. その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—

(3) 有価証券

有価証券の時価は、2014年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりです。

a. 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的有価証券はありません。(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債			
	国債	2,546	2,556	10
	社債	2,204	2,213	9
	小計	4,750	4,770	20
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債			
	国債	2,741	2,714	△26
	社債	100	100	△0
	小計	2,841	2,814	△26
合計		7,591	7,585	△6

b. その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,349	1,343	5
	社債	3,742	3,724	18
	株式	206	100	105
小計	5,297	5,168	129	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	社債	500	501	△0
	株式	—	—	—
小計	500	501	△0	
合計		5,798	5,669	128

(4) その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券」には含めておりません。

関連会社株式の当事業年度における貸借対照表計上額は、764百万円であります。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	418	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	2,970	3,100	100	1,300
その他有価証券のうち 満期があるもの	300	5,000	200	—
その他資産 未収金	590	—	—	—
合計	4,279	8,100	300	1,300

(持分法損益等に関する注記)

(単位：百万円)

関連会社に対する投資の金額	764
持分法を適用した場合の投資の金額	686
持分法を適用した場合の投資損失の金額 (△)	△122

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

(1) 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万 KRW)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有 (被所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高(百 万円)
関連 会社	教保ライ フプラネ ット生命 保険㈱	韓国 ソウル	32,000	生命保険 業	(所有) 直接 34.0%	海外展開に 伴う出資 役員の兼任	出資の 引受 (注)	764	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

教保ライフプラネット生命保険㈱の設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

(2) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金(百 万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高(百 万円)
役員	岩瀬大輔	—	—	当社代表取締役 社長兼 COO	(被所有) 直接 0.0%	—	新株予 約権の 行使 (注)	15	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2007年5月7日及び2007年11月8日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額は、329円96銭であります。

1株当たり当期純損失金額は、52円11銭であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。